9　各締約国は、自国の法令に従い、協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止する旨定める。（第九条関係）

10　一方の締約国は、他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う旨定める。（第一〇条関係）

11　いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払、正当な法の手続等に従うことの条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない旨定める。（第一一条関係）

12　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。（第一二条関係）

13　一方の締約国又はその指定する機関による請求権代位について定める。（第一三条関係）

14　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する資金の移転が、延滞なく、かつ、自由に行われることを確保する旨定める。（第一四条関係）

15　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合等には、第一四条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができること等について定める。（第一五条関係）

16　両締約国間の紛争の解決について定める。（第一六条関係）

17　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争の解決について定める。（第一七条関係）

18　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることができること等について定める。（第一八条関係）

19　この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせない旨定める。（第一九条関係）

20　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼさないこと等について定める。（第二〇条関係）

21　合同委員会の設置等について定める。（第二一条関係）

22　締約国は、健康、安全及び環境に関する措置の緩和等を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認めること等について定める。（第二二条関係）

23　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の法人であるものが第三国の投資家によって所有等をされ、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる旨定める。（第二三条関係）

24　この協定の見直しについて定める。（第二四条関係）

25　この協定の発効要件等について定める。（第二六条関係）

条約

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第二号

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約

この条約の署名国は、

子の監護に関する事項において子の利益が最も重要であることを深く確信し、

不法な連れ去り又は留置によって生ずる有害な影響から子を国際的に保護すること並びに子が常居所を有していた国への当該子の迅速な返還を確保する手続及び接触の権利の保護を確保する手続を定めることを希望し、

このための条約を締結することを決定して、次のとおり協定した。

第一章　条約の適用範囲

第一条

この条約は、次のことを目的とする。

ａ　いずれかの締約国に不法に連れ去られ、又はいずれかの締約国において不法に留置されている子の迅速な返還を確保すること。

ｂ　一の締約国の法令に基づく監護の権利及び接触の権利が他の締約国において効果的に尊重されることを確保すること。

第二条

締約国は、自国の領域内においてこの条約の目的の実現を確保するため、全ての適当な措置をとる。

このため、締約国は、利用可能な手続のうち最も迅速なものを用いる。

第三条

子の連れ去り又は留置は、次のａ及びｂに該当する場合には、不法とする。

ａ　当該連れ去り又は留置の直前に当該子が常居所を有していた国の法令に基づいて個人、施設又は他の機関が共同又は単独で有する監護の権利を侵害していること。

ｂ　当該連れ去り若しくは留置の時にａに規定する監護の権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたこと又は当該連れ去り若しくは留置がなかったならば当該権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたであろうこと。

ａに規定する監護の権利は、特に、法令の適用により、司法上若しくは行政上の決定により、又はａに規定する国の法令に基づいて法的効果を有する合意により生ずるものとする。

第四条

この条約は、監護の権利又は接触の権利が侵害される直前にいずれかの締約国に常居所を有していた子について適用する。この条約は、子が十六歳に達した場合には、適用しない。

第五条

この条約の適用上、

ａ　「監護の権利」には、子の監護に関する権利、特に、子の居所を決定する権利を含む。

ｂ　「接触の権利」には、一定の期間子をその常居所以外の場所に連れて行く権利を含む。